

北九州市における 多文化共生の取り組み

～外国人市民も日本人市民も暮らしやすいまちづくり～

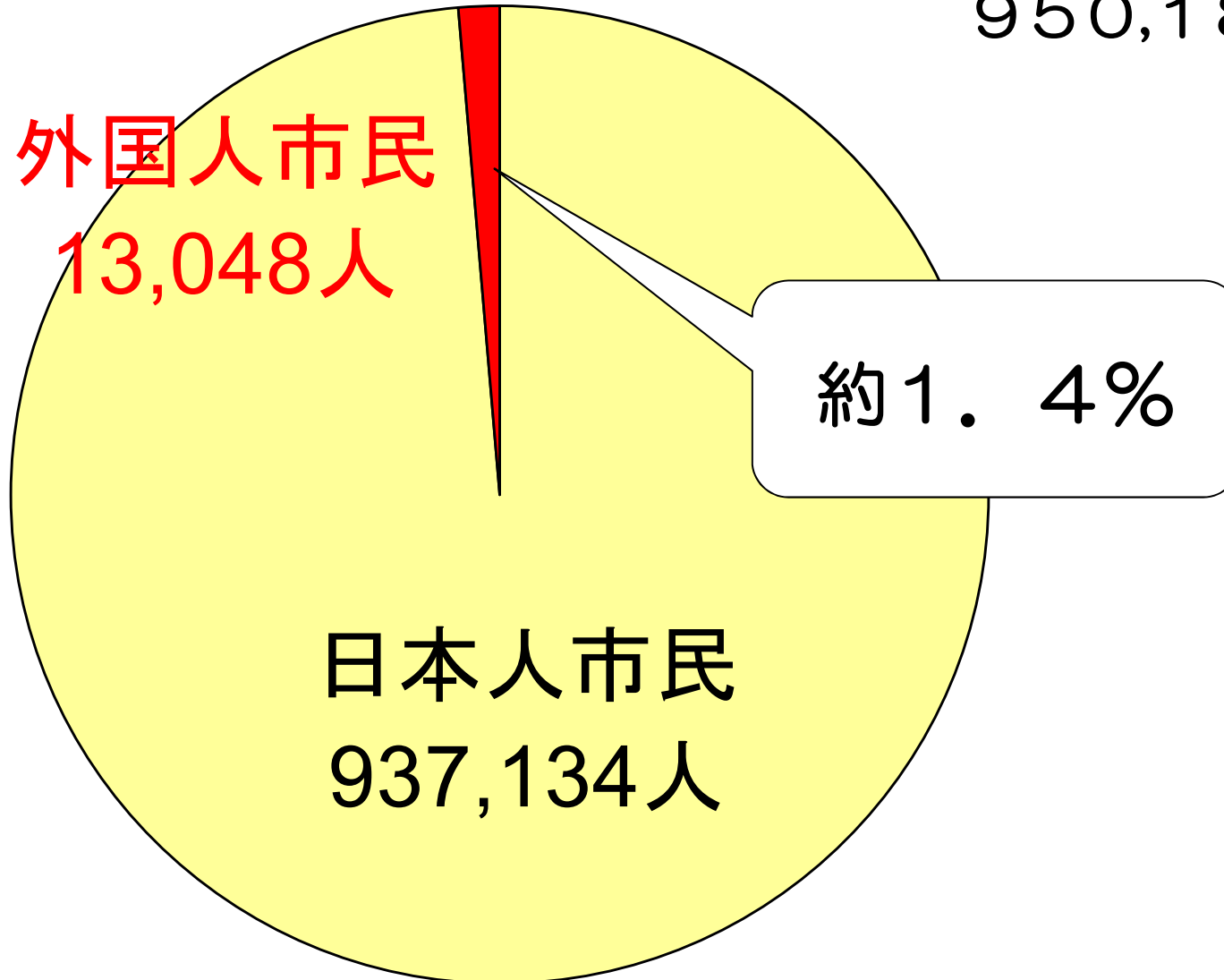
第3回 自治基本条例検討委員会
令和元年8月1日
企画調整局 国際部 国際政策課

- 本市の外国人市民の状況
- 多文化共生に向けた取り組み
- 地域での共生に向けた活動



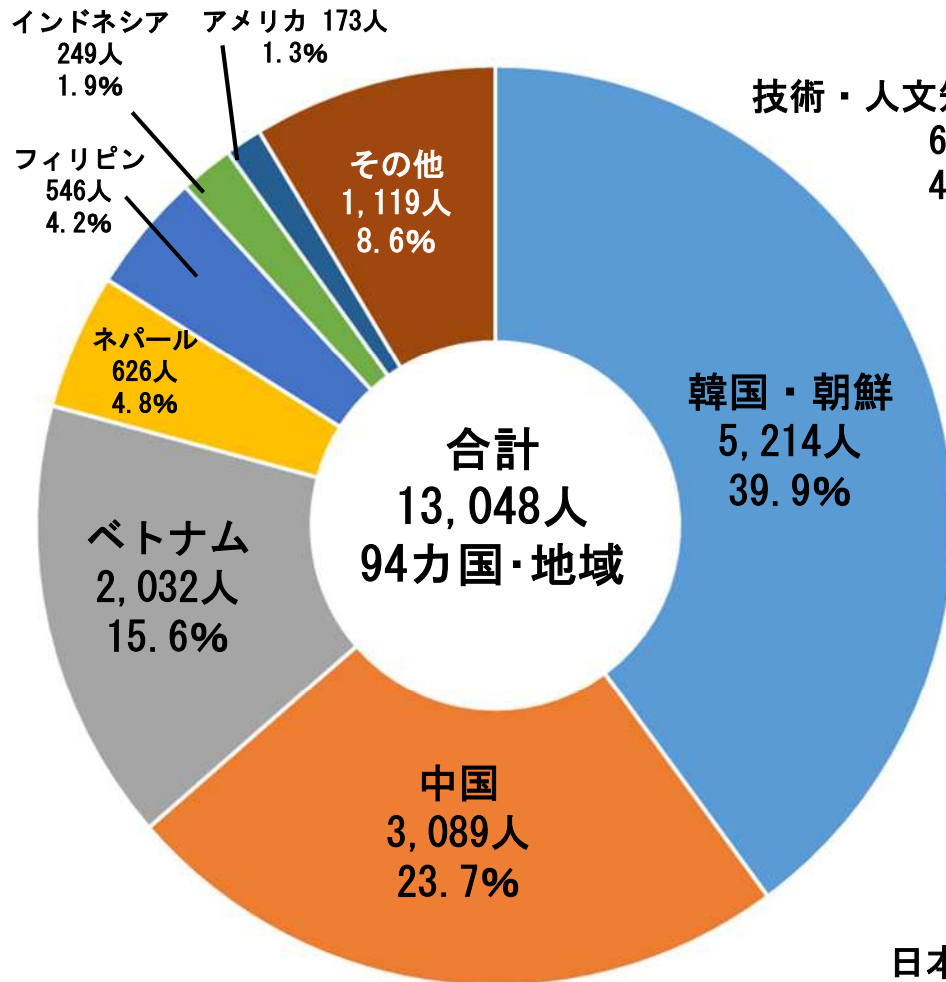
北九州市の外国人市民数

※平成31年3月末 北九州市登録人口
950,182人

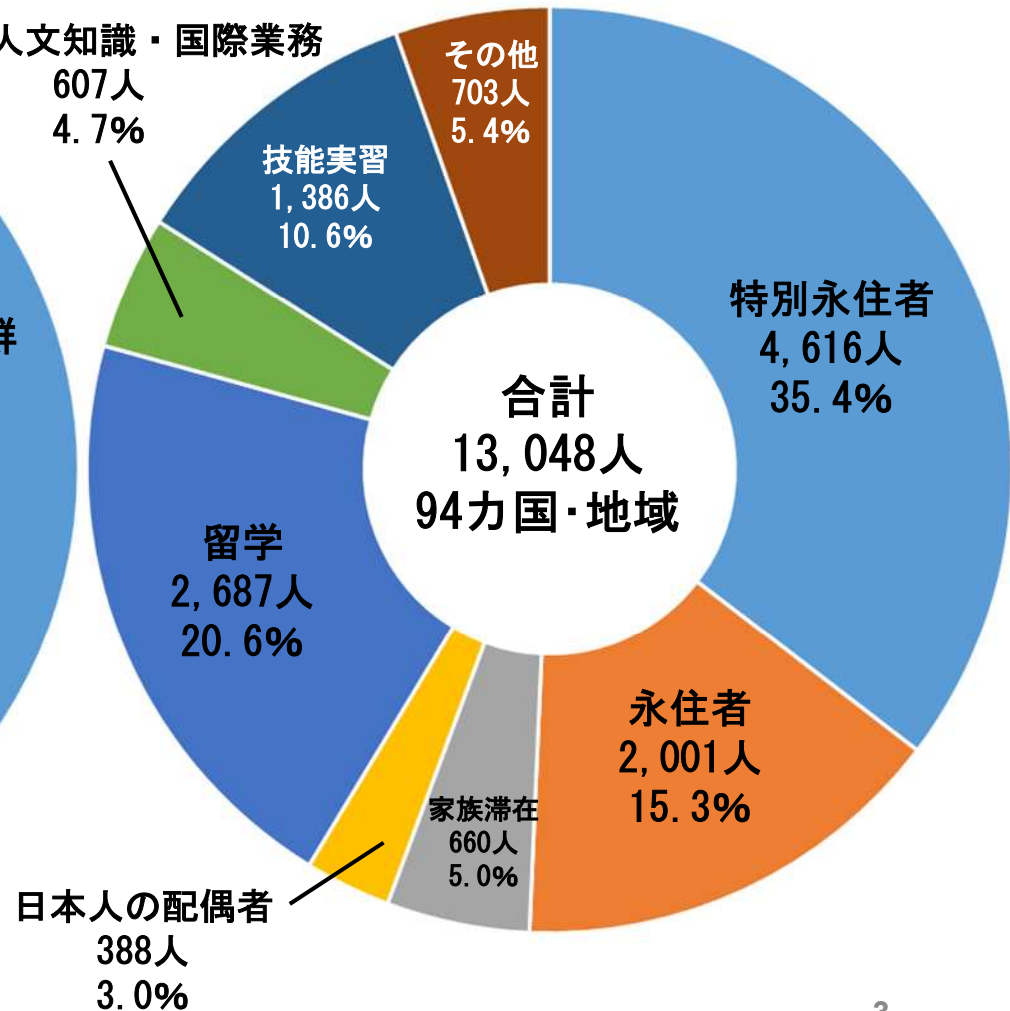


北九州市の外国人市民の現状 (平成31年3月末現在)

国籍別内訳



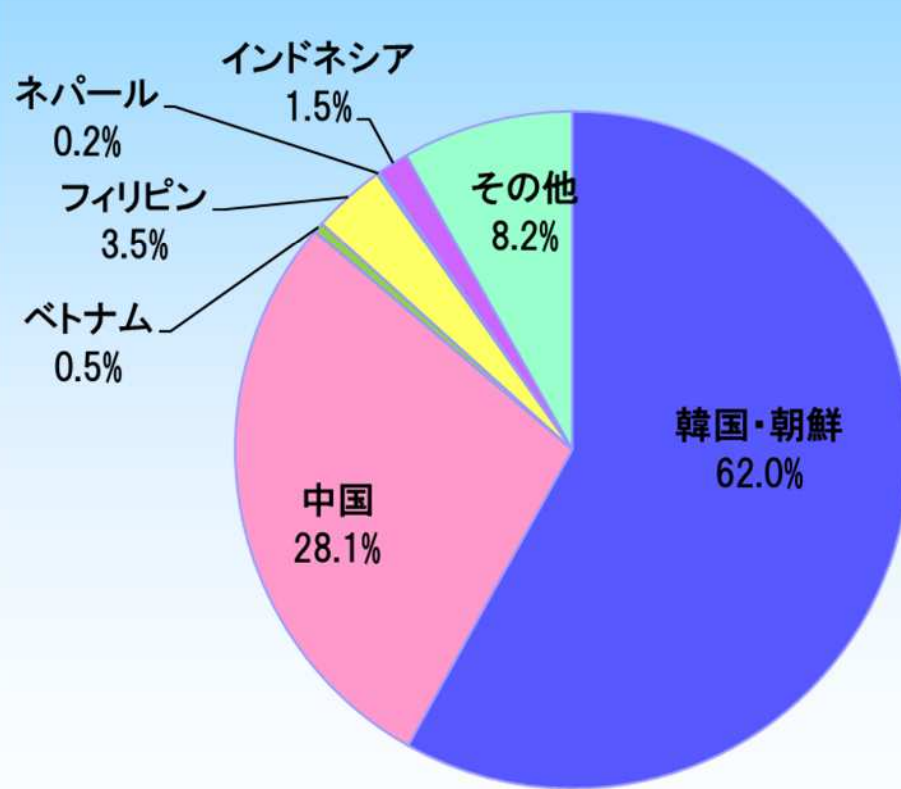
在留資格別内訳



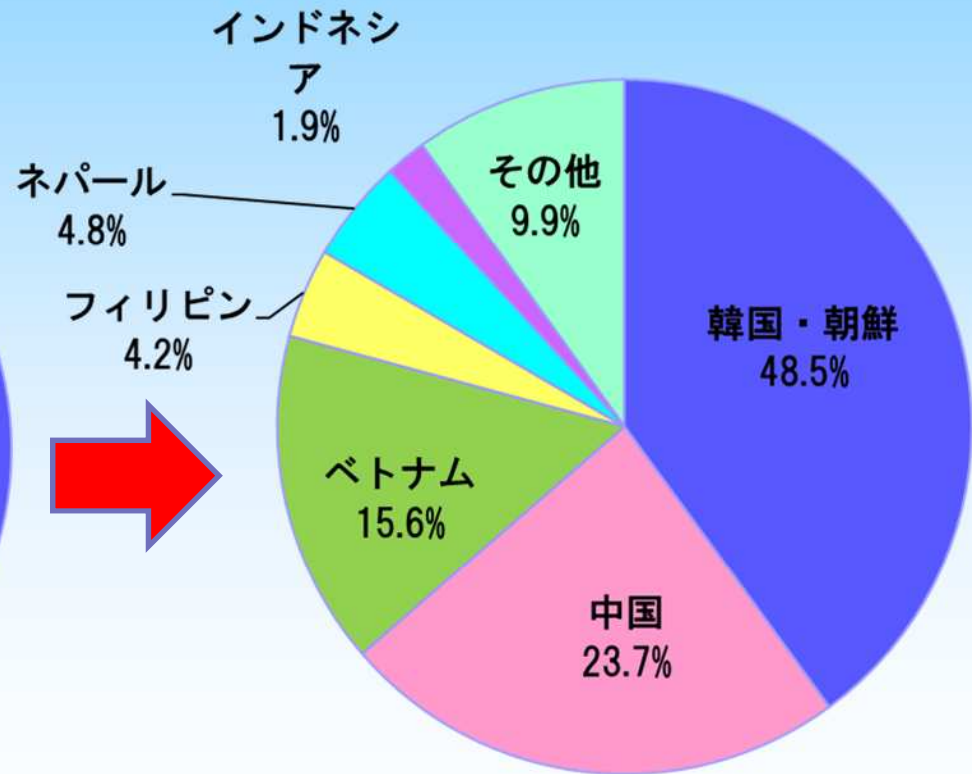
北九州市外国人市民の国籍別割合の変化

■ 主な国別外国人登録者数の割合変化

2008年 (H20)

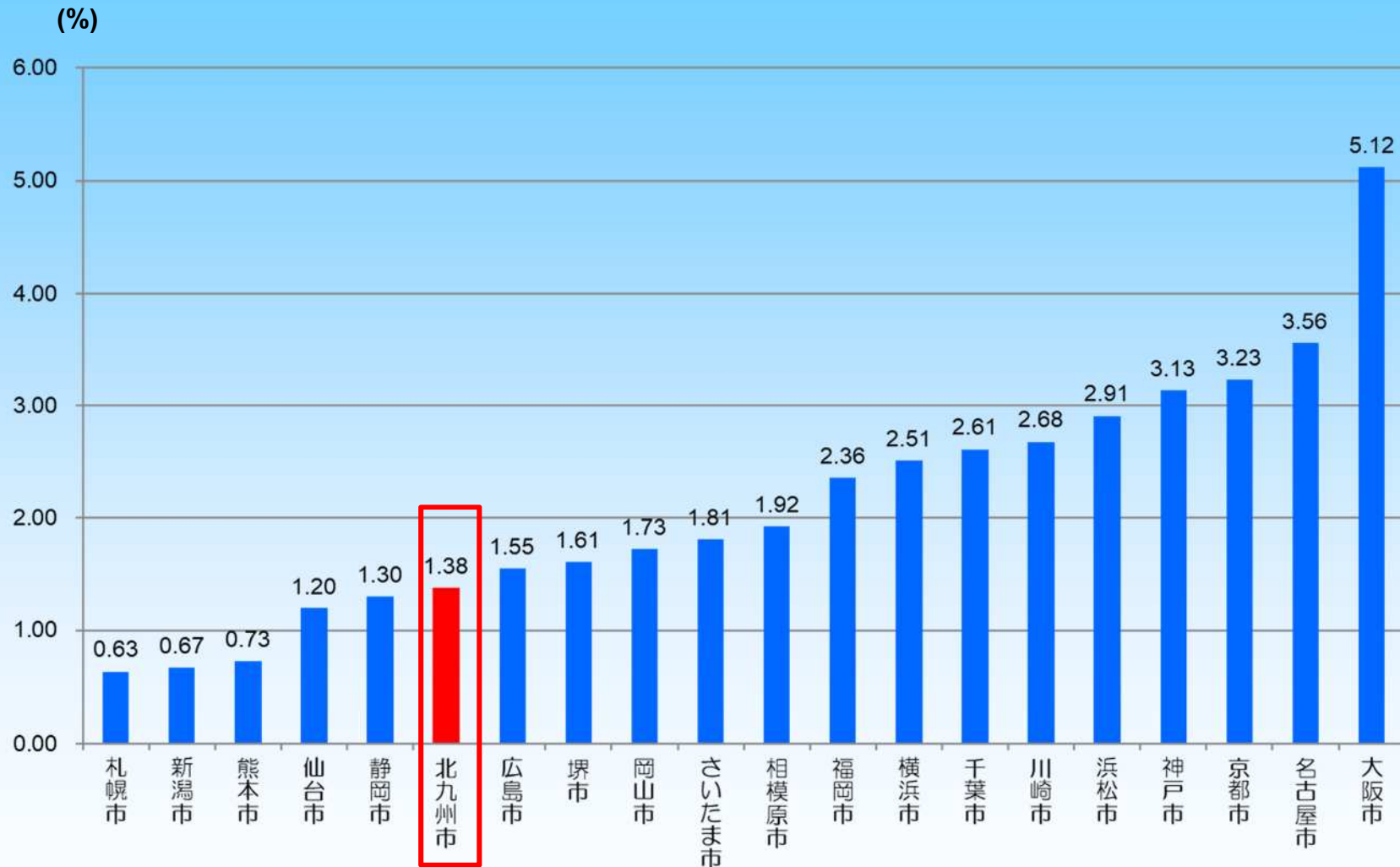


2019年 (H31)



国籍の多様化、
非漢字圏出身者の増加

外国人人口比率の政令指定都市の比較



※平成30年1月1日現在

※総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より

多文化共生とは

多文化共生とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、**対等な**関係を築こうとしながら、地域社会の**構成員**として 共に生きていくこと

※総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書(2006.3)」での定義



【参考】共生社会とは

- 平成28年4月 障害者差別解消法が施行
障害を理由とした差別の禁止や、障害者が社会参加・貢献しやすい環境づくり（共生社会）を促進する
＜本市の取組み方針＞
障害の有無に関わらず、みんなが共に支え合い、共に生きて行く“共生社会”の実現を目指す。
- 多文化共生とは・・・
わかりやすく言えば、「障害者」を「外国人」に置き換えたようなもの

多文化共生に向けた国と市のこれまでの動き

国の動き

平成2年

- 改正入管法
定住者(日系人)、
研修の創設

平成18年

- 総務省「多文化共生推進プラン(通知)」

平成20年

- 文科省「留学生30万人計画」
2020年を目途

平成24年

- 改正入管法
技能実習の整備

平成30年

- 外国人材の受入れ・共生
のための総合的対応策

平成31年

- 改正入管法
「特定技能」の創設

本市の動き

平成2年

- ◆北九州国際交流協会設立

平成20年

- ◆国際交流課(現国際政策課)に
「多文化共生係」を設置

平成23年～

- ◆「北九州市国際政策推進大綱」
基本方針の柱の1つに「多文化共生の推進」を掲げる

平成20年

- ◆外国人インフォメーションセンター
多言語による相談窓口

平成31年

- ◆多文化共生ワンストップインフォメーションセンター

外国人市民が抱える課題とは

言葉の壁

日本語をおぼえるのが
難しい！

ひらがな、カタカナ、漢字
いろいろあって大変！

簡単な会話はできても
読み・書きが難しい！

制度の壁

日本に滞在するには
在留資格許可が必要

在留資格の種類とその
活動内容が様々で、
在留期間や就労制限
などもある！！

留学生のアルバイトは
従事時間の制限がある

(日本人市民との) こころの壁

文化や習慣の違いが
よくわからない
(誰に聞いたらいい?)

地域の中で、日本人と交
流する機会が
少ない

コミュニケーションがとれ
ない(社会で孤立)

壁を取り除くために・・・

外国人市民の壁（バリア）を取り除くこと＝バリアフリー化

1. 外国人市民の自立支援

（多言語での情報提供、コミュニケーションの支援等）

2. 日本人市民に対する啓発

（出前講演、様々な国や地域の文化や習慣等を知る
国際理解の場づくり）

3. 外国人市民が地域活動等に参加するきっかけづくり

（地域の中で、お互いが知り合い、コミュニケーション
をとる機会をつくる）

多文化共生に向けた本市の取組み①

多言語による効果的な情報提供の推進

外国人市民が日本のルールに基づき、本市で暮らしていくために、転入時に多言語情報冊子を配布し生活ルールを周知

- **Life in Kitakyushu (ガイドブック) (日・英・中・韓・越)**

日本で生活する上で必要になる情報を掲載した生活情報ガイドブック



- **防災ハンドブックの作成 (日・英・中・韓・越)**

基礎的な防災知識などを盛り込んだハンドブック

- **ごみの分別大辞典 (英・中・韓・越)**

日本人の転入者と同様に北九州市指定のごみ袋と共に多言語版のハンドブックを配布



- **外国語版自治会加入促進リーフレット (日・英・中・韓)**

多文化共生に向けた本市の取組み②

外国人向け生活情報動画の配信

生活の基本ルールや外国人の生活に役立つ情報をわかりやすく伝えるため

多言語字幕付きの生活情報動画のYou Tube配信

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/file_0011.html

ごみの分け方・出し方(アニメーション)



自転車の乗り方・ルールについて(実写)



多文化共生に向けた本市の取組み③

外国人市民のニーズに応じた生活支援の充実

■ 多文化共生ワンストップインフォメーションセンターの開設

北九州国際交流協会（八幡西区）と小倉北区役所に、5カ国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、日本語）で対応できる外国人の相談窓口を開設

テレビ電話通訳を利用し、14言語にも対応。

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

9:30～16:00

黒崎コムシティ 3F Tel 080-6445-2606

小倉北区役所 080-5278-8404



- 行政通訳ボランティアの派遣
- 医療通訳ボランティアの派遣
- 災害時に多言語通訳対応のコールセンター開設
- ボランティアによる
日本語教室の開設のための支援
- 国際交流協会主催による
ママとパパのためのにほんご教室



多文化共生に向けた本市の取組み④

互いの違いを認め合う多文化共生の地域づくり

■ 市広報媒体を活用した市民啓発

■ 市政だより特集

⇒H25.10.1号、R元.5.15号

■ 市政テレビ

⇒H27.10.25 FBS

H30.10.28 FBS

■ FMラジオ

⇒H31.3（4回放送） LOVE-FM



5月15日号市政だより「多文化共生」特集

■ 相互理解の機会の創出

■ 国際交流員などを市民センターや学校に派遣して、自国文化の紹介などを通じて、市民の異文化理解を促進。

■ 毎年10月を「多文化共生推進月間」と設定し、国際交流イベントを集中的に開催して、国際交流を通じた国際理解を促進。



地域における共生社会に向けた活動事例

■ 小倉中央校区

留学生が多く在籍する日本語学校の学園祭(多文化共生わいわい祭り)と小倉中央市民センター文化祭を同時に開催し、日常的に地域と交流できる風土づくりに取り組んでいる。



■ 浅川学園台地区

学研都市の外国人教員や留学生が多く住む地域で、夏祭りや地域の防災訓練、市民センターの事業に外国人が参加。

夏祭りは今年で25周年を迎え、留学生による外国料理の出店も行われている。



地域における共生社会に向けた新たな動き

留学生以外でも、技能実習生など外国人労働者が増加している地域において、外国人市民を地域の担い手として受け入れていく新たな動きも出てきている。



令和元年度の新規事業

「外国人との共生社会の実現に向けた環境整備事業」

- ・市内で外国人市民との共生が進んでいる地域の活動事例集の作成
- ・外国人市民が増加している地域における、日本人市民と外国人市民の異文化理解のための交流会、地域防災などの研修会の開催
- ・地域のボランティアによる日本語教室の立ち上げ支援 など



多文化共生に関する お問合せは

北九州市企画調整局
国際政策課

TEL : 093 - 582 - 2146